広報しらた

人口と世帯数
（11月末日現在）

世帯数	1,102
総人口	4,894
男	2,432
女	2,462

昭和46年12月10日

12月
第57号

編集と発行
青森県市浦村役場
企画室
電話 相内局 1・44番

新民生委員13人きまる

～気軽にご相談ください～

十一月三十日の任期満了に伴なう民生委員の改選は十二月一日、いっせいに行なわれましたが、本村でも十三道、吉野）、佐々木きまり厚生大臣からの辞令と県知事名の推当委嘱辞令が六日、三重助役から伝達交付されました。

新しい民生委員と担当区域は次のとおりです。社会福祉関係のことでお困りの方は、気軽にご相談ください。

（相内地区）
上野伊仁治（橋向、派立下村）、三浦み江（本町、横山金作さんを宅まで）

（磯松地区）
和島義市（磯松一円）

（十三地区）
高田竹正（五月女滝から神明宮まで）、秋月忠蔵（神明宮から後町～湊迎寺）、木荘珍雄（小山重吉さん宅から住宅一円）、湯浅信一（浜田武一さん宅から山子ツル（山田弥一さん宅から高西やゑ（保育所から出張所まで）、小寺みどり（～二軒町）、成田佐藤多三吉さん宅から福山由喜雄さん宅まで）、

新民生委員の顔ぶれ

児童手当制度

～家庭とこどものしあわせのために～

この制度は、国、県、村と事業主が費用をもちあい児童を養育する人に手当を支給することによって、家庭生活の安定と、次代をになう児童の健全育成をはかることを目的としています。

◇受けられる人は
1.18才未満の児童を3人以上養育しており、うち1人以上が義務教育終了前の児童であること
②その人の前年の収入が一定の額（扶養親族が5人の場合2百万円）に満たないこと。

◇手当の額は
1人につき3千円です。

◇受けるための手続きは
申込書は、役場にあります。提出先は総務課です。

◇手当の支給
昭和47年1月分と2月分を3月に支払いします。
その後は毎年6月、10月、2月に支払います。

まだ、申請の手続きをしていない方は早めにおいでください。

みんなで明るいお正月を

「NHK歳末たすけあい」運動にご協力ください

ことしも「NHKたすけあい」運動が二十五日まで中央共同募金会、NHK厚生文化事業団と共催、厚生省、郵政省、全国社会福祉協議会の後援で全国いっせいに行なわれています。

めぐまれないかたがたも〝明るいお正月を〟迎えていただこうと次の要領で義援金を募っています。

（義援金）
義援金の額はいくらでも結構です。

（受付窓口）
全国の各郵便局、都道府県共同募金会、NHK各放送局、出前放送局の窓口で十二月曜日～土曜日の午前九時三十分から午後五時まで受付ております。

（義援金の配分）
この運動によせられた義援金は中央共同募金会の方針により全国各地と沖縄の正に分配されます。

みなさまのあたたかい義援金をお待ちしております。

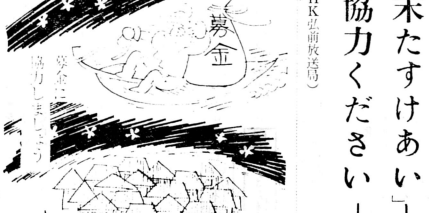

（NHK出前放送局）

年金の保険料は年越しの前に納めましょう

ことしもまもなく終れば保険料を納めてしまいませんか。すっかり納めてしまうことができる事にしましたうしようとしています。

ところで国民年金の保険料は国民年金をもらうのさいに自分で納めていますが、障害年金、母子年金、遺児年金などは先のこと、と思っていましても、新しい年を迎えるたびに、年金をうける年齢が確実に近づいていきます。

そこで、年を越す前に今年分は確実に納めましょう。

先般の第六十五回国会で、道路交通法の一部を改正する法律が成立し、六月二日公布されました。

道路交通法は、昭和三十五年に施行されましたが、それから十年間のわが国の交通事情は、自動車台数の急激な増加とこれに伴う交通事故の激化、公害問題の発生など急激な増加を示しました。

通事情の著しい変化に対処するため、一昨年、道路交通法の全面改正が検討され昨年の第六十四回国会では事項について改正が行なわれました。

今回の改正は、昨年の改正に引き続く全面改正の残りの部分で、この改正では交通ルールに関する規定を全面的に整備するほか、歩行者の安全のための規定を設けるなど、必要な規定の整備が行なわれました。

なお、この改正法は、十二月一日から施行されました。運転免許証の更新の際の講習および運転免許試験の内容の変更に関する部分は、昭和四十七年四月一日から施行されることになっています。

おもな改正点

一歩行者の通行の安全確保

(1)歩行者の通行の安全をはかるため、歩行者用道路についての規定を設け、歩行者の通行方法の特例、やむを得ない場合の車両の通行禁止の制度などについて定めました。

(2)歩行者の側方を通過する車両および横断歩道に接近する車両などの注意義務を設けました。

二、都市交通対策の推進

(1)都市における交通混雑に対処するため、車両の通行規制は、区域を定め、または対象を限定して行なうことができる事にしました。

(2)駐車対策として、駐車時間の制限の手段としてパーキング・メーターを用いることができることにしました。また、違法駐車車両の移動などに要した費用を定額により徴収することができることにしました。

(3)路線バスなどの優先通行帯を設けることができる者は、座席ベルトを装着しなければならないこととし、また、停留所からの進路の変更に対しても、座席ベルトを装着せるようつとめなければならないことにしました。

三、新しい交通ルール

(1)急ブレーキやみだりに進路を変更することなど禁止したほか、道路標示で車両がはいってはならない道路の部分を表示することができることにしました。

(2)横断歩道での通過、および交差点または踏切の前方三十メートル以内の部分での追越しを禁止することにしました。

(3)夜間、他の車両などの直後を進行する車両などは灯火を消し、または灯火の光度を減ずるなどの操作をしなければならないことにしました。

四、運転者に対する講習

免許証の更新を受けようとする者は公安委員会の講習を受けるようつとめなければならないことにしました。また、自動車の使用者と指定自動車教習所の管理者は、公安委員会から講習を受けるよう通知を受けたときは、安全運転管理者または技能指導員などに講習を受けさせなければならないことにしました。

五、交通の方法に関する教則の作成

国家公安委員会は、道路交通の方法を解説した教則を作成することにしました。

(1)警音防止

(2)交通の方法に関する教則の作成

六、運転免許試験の合理化

(1)従来、法令試験と構造保安基準に適合する自動車などの試験とを別々に行なわれていたが、直ちに整備との連帯に必要な知識の試験に、前記「教則」の内容を加味した試験として統合され、その試験は、羽田地区内で行なわれることになりました。

(2)運転免許試験に合格した者は、座席ベルトを装着しなければならないこと、また、同乗者に対しても、座席ベルトを装着するよう努めなければならないことにしました。

(3)運転免許証の更新を受けようとする者は公安委員会の講習を受けるようつとめなければならないことにしました。また、自動車の使用者と指定自動車教習所の管理者は、公安委員会から講習を受けるよう通知を受けたときは、安全運転管理者または技能指導員などに講習を受けさせなければならないことにしました。

五、交通の方法に関する教則の作成

国家公安委員会は、道路交通の方法を解説した教則を作成することにしました。

(1)警音防止

(2)交通の方法に関する教則の作成

六、運転免許試験の合理化

(1)従来、法令試験と構造保安基準に適合する自動車などの試験とを別々に行なわれていたが、直ちに整備との連帯に必要な知識の試験に、前記「教則」の内容を加味した試験として統合され、その試験は、羽田地区内で行なわれることになりました。

(2)運転免許試験に合格した者は、座席ベルトを装着しなければならないこと、また、停留所からの進路の変更に対しても、座席ベルトを装着せるようつとめなければならないことにしました。

四、運転者に対する講習

免許証の更新を受けようとする者は公安委員会の講習を受けるようつとめなければならないことにしました。また、自動車の使用者と指定自動車教習所の管理者は、公安委員会から講習を受けるよう通知を受けたときは、安全運転管理者または技能指導員などに講習を受けさせなければならないことにしました。

五、交通の方法に関する教則の作成

国家公安委員会は、道路交通の方法を解説した教則を作成することにしました。

(1)警音防止

(2)交通の方法に関する教則の作成

六、運転免許試験の合理化

(1)従来、法令試験と構造保安基準に適合する自動車などの試験とを別々に行なわれていたが、直ちに整備との連帯に必要な知識の試験に、前記「教則」の内容を加味した試験として統合され、その試験は、羽田地区内で行なわれることになりました。

(2)運転免許試験に合格した者は、座席ベルトを装着しなければならないこと、また、停留所からの進路の変更に対しても、座席ベルトを装着せるようつとめなければならないことにしました。

七、安全運転管理の強化

(1)安全運転管理者の処理すべき事項の範囲明確にする。

(2)運転者の側方を通過する車両および横断歩道に接近する車両などの注意義務を設けること。

(3)高速自動車国道と自動車専用道路では、車の運転者は、座席ベルトを装着しなければならないこと、また、停留所からの進路の変更に対しても、座席ベルトを装着せるようつとめなければならないことにしました。

改正された道路交通法

お正月は新暦にしましょう

お正月は家族みんなが顔合せのできる新暦にしましょう。村民のみなさんのご協力をお願いします

年の瀬の交通安全

十二月は、一年中でもっともいそがしい時期です。それだけに交通事故も多く、交通事故は多発します。昨年の十二月は県内で十六人の死者、八百四人の負傷者がでています。年の暮れに不幸な交通事故にあうことのないよう、次のことに注意し、明るい新年を迎えてください。

絶対にやめよう酒飲み運転

～事故をなくして明るい新年を～

道路の横断は安全を確めて

（運転者）

▽仕業点検を励行すると共に、道路の状態によってかならず一すべり止め」を装着しましょう。

▽過労運転は、ねむりを招き重大事故のもとになります。それにいたらないまでも、気分のいらいらから運転者から確認されるような無謀運転となってあらわれ、つかれているときは運転をとりやめ、万一運転中にねむけをもよおしたら休けいしてからハンドルを握りましょう。

▽忘年会など飲酒の機会が多くなります。人を不幸にする飲酒運転は絶対やめましょう。

▽無理な追い越しは重大な事故のもとになります。

（歩行者）

▽幼児のひとり歩きやこどもを危険な道路で遊ばせないようにしましょう。

▽夜間の道路横断には、車に注意し、安全をたしかめてから横断しましょう。

（自転車の利用者）

▽夜間はかならずライトをつけることはもちろん、自分の自転車がよく自動車の運転者から確認されるよう反射テープなどを装着しましょう。

▽右折や左折するときは三方を手前ではっきり合図してから曲りましょう。

▽酔ってからは自転車に乗らないようにしましょう。

▽自転車の二人乗りは絶対やめましょう。

▽夜間は、ライトを点灯し、前車のうごきにじゅうぶん注意し、安全をたしかめてから追い越しをしましょう。

（自転車の利用者）

対向車両との距離、前車のうごきにじゅうぶん注意し、安全をたしかめてから追い越しをしましょう。

みんなで歩いているときでも　ひとりひとりがよくちゅうい

献血のお知らせ

移動採血車による献血を次の日程で行ないます。万一に備えて、一戸一人は献血にご協力ください。

相内小）糸谷紀子（同）梶良文子（同）山田奈津子（浦なみ子（十三小）奈良雅十三小）木村みどり（同）田修一（同）今恵子（同）八戸謙一郎（同）工子（同）佐藤公治（同）工（市浦中）奈良恭子（太田藤秀規（同）小野寺たち子（同）佐藤淳（太田小）小山内朝子（同）浜田（相内小）木荘美幸（同）秋田谷知草（同）成田潮子（同）植野るえ（太田小）土岐よし（同）木村るり子（同）奈良裕（市浦中）武田友子（市浦中）八戸謙一郎（同）工（同）高橋彩子（同）工（同）佐藤俊明（同）小野寺美（同）三和善之（同）

△十二月二十日・午前九時から十時三十分まで＝脇元公民館前

△十二月二十一日・午前十一時から正午まで＝十三公民館前

△十二月二十一日・午前十時から三時まで＝市浦営林署前

商工会珠算検定合格者

市浦村商工会では、去る十一月二十日第二十九回珠算検定試験を脇元、十三、相内、太田の四会場で実施しましたが、合格者は次のとおりです。

▽二級＝小林栄子（市浦中）成田潮子（同）植野るえ（太田小）土岐よし（同）

▽三級＝三和護（相小）木荘美幸（同）浜田

▽四級＝武田友子（市浦中）木村るり子（同）奈良裕（同）三和昌人（同）三上典子（同）高橋彩子（同）脇元安田二三夫（十三小）秋田谷知草（相坂嘉人（同）秋田谷知草（同）木荘美幸（同）浜田幹子（同）小山内朝子（同）

郵便局だより

愛のうらづけは＝学資保険
あかるい老後に＝長生き保険

「金年度の簡易保険の加入率は、目標の約一〇％と振わないが、これまで五、五五〇万円の簡保資金が村へ貸付けられている。たとえば、脇元地区の運動郵便についても元され、住民福祉に役立っている。そのような意味も含めてもっともっと簡保に加入してもらわなくてはいけない。もちろんふだんの接触を通じて住民の深い理解を求めたい。酒ばなしでもいいから、ぜひ、ご協力願いたい。

「郵便局といっても、郵便、簡易保険、電報電話と幅が広く、それだけに問題をかかえている。たとえば、脇元地区の運動郵便についても戸数、部数等の枠により配達が規制されている。地域住民のためにも郵便局の簡易保険にこの九月から二種類の新しい保険料を免除し満期に保険金を支払います。

◆学資保険（お子さまの将来に備えて教育資金づくり）

◆特別終身保険（二十年間に五割のお祝い保険金がもらえるもので生活設計にピッタリ）

◎学資保険の特色

○保険種類と加入年齢（親二十歳～五十歳、子供、満一歳～十歳）

○十五歳満期学資保険（親二十歳～五十歳、子供、満一歳～十二歳）

（保険料免除の特典）

親が死亡したときは保険料を免除し満期に保険金を支払います。

○保険の支払い

○進学年齢に達したとき保険金を支払います（十八歳のものは高校入学のとき保険金の九割と配当金）

▽子供が死亡したとき（病気による場合は保険金の二倍を支払います）

▽補償の対象　自動車、二百五十円）で大きな補償が受けられます。

▽共済期間　加入したときから一年間。村から転出しても一年有効です。

▽加入申込　役場窓口で受付しています。会費と世帯主の印鑑が必要です。

▽支払われる見舞金　亡くなったとき五〇万円、治療期間一八〇日以上十万円、九〇日以上一八〇日未満五万円、三〇日以上九〇日未満二万円、七日以上三〇日未満五千円、七日未満二千円。

▽見舞金請求の手続　会員証、交通事故証明証（警察署で発行）医師の診断書が必要です。

紙上相談室

身体障害手帳の交付をうけたいのですが：

問　身体障害者手帳の交付を受けたいのですが、どのような手続きをしたらよいのかお知らせください。

（十三・悩める身障者・ウ）

答　身体障害者は大きくわけて視覚障害、聴覚言語機能障害、上肢不自由、下肢不自由、内臓障害の七種類に分かれますが、これらの障害程度が日常生活における不自由と認められたような場合に身体障害者として手帳交付の対象者となります。

身体障害者に対するすべての措置は、障害者手帳で行なわれますので、早めに交付を受けるようにしてください。その手続きは次のとおりです。

ア　申請書（役場にあります）。

イ　診断書、県が指定した医師の診断書（用紙は役場にあります）

ウ　写真

最近撮影の胸上半身脱帽、タテ四㌢、ヨコ三㌢以上の書類がそろいましたら、役場へ出してください。くわしいことについては民生課社会福祉係でおたずねください。

○係りから…どんなことでも結構です。どしどし原稿をお寄せください。

季節の話題

○…まだ寒さまでには間があると思っているうちに、冬が忍び足で近づいてきました。年が、寒いのは何もいまに始まったわけではありませんが、毎年くり返していることですから、いまさらあわてることはありませんが、ただ十二月が寒い方か暖かいかは、大陸の高気圧が発達するかどうかということにかかっています。

○…大陸の高気圧が発達した年は晴れた日がつづきますが、冷えこみがきびしくなり、反対に高気圧が弱い年は暖冬になる傾向があるわけです。暦のうえでは立冬（十一月四日）までを冬といいますが、冬季的ことし、この十二月から来年三月までの三カ月をいいます。先すはよいお年をお迎えください。

○…ことしは、秋から冬にかけて、旅人となり（奥の細道）ーとはいわれず蛾の気持ちがわかるような気がします。なにか、あっという間の年の暮れ」という感じです。

○…十二月といえば冬、冬といえば寒さということが、ずいぶん遠くなってきました。

○…「月日は百代の過客にして、行きかふ年もまた旅人なり（奥の細道）ーとはいわれず蛾の気持ちがわかるような気がします。なにか、あっという間の年の暮れ」という感じです。

○…十二月といえば冬、冬といえば寒さということが、ずいぶん遠くなってきました。

○…ことしは、秋から冬にかけて、旅人とな